

保存版

保育園のしおり

(重要事項説明書 別紙)

令和 7 年度版

相模原市立 串川保育園

電 話 042 (784) 1378

FAX 042 (784) 1378

※本しおりは、お子さんが卒園するまでご使用いただくものとなりますので、
ご家庭で保管してください。内容に変更が生じた際は、差し替える場合があります。

■ もくじ ■

■	児童憲章	1
■	相模原市が目指す幼児教育・保育	1
■	相模原市公立保育園の保育目標	1
■	保育のねらい及び内容	2・3
■	年齢区分・組名	3
■	入園に際して	
1	保育時間	4
2	休園日	4
3	食事	4・5
4	災害・防犯対策	5
5	災害共済給付制度	5
6	入園の準備	6
7	園生活	6
8	家庭での習慣	6
9	健康管理	6・7・8・ 9・10
10	保育料納入について	11
11	その他	11・12
■	保育園における子どもの生活	13
■	入園までに用意するもの	14

■児童憲章（抜粋）■

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

■相模原市が目指す幼児教育・保育■

保育の基本理念 「自らの夢をふくらませ、

夢に向かって挑戦する子どもを育てる」

保育の基本方針

- (1) 子どもの権利を尊重します
- (2) 子どもの健康づくりに努めます
- (3) 子どもの安心安全の確保に努めます
- (4) 夢をふくらませて育つことのできる環境をつくります
- (5) 子育てに安心と楽しさを感じられるように支援します

■相模原市公立保育園の保育目標■

意欲と思いやりのある子ども

- (1) くつろいだ雰囲気の中で、情緒を安定させ、心身の調和的な発達を図る。
- (2) 養護のゆきとどいた環境の中で、健康、安全など日常生活に必要な基本的生活習慣や態度を養う。
- (3) 健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培う。
- (4) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調などの態度を養う。
- (5) 自然や社会事象に対する興味や関心を育てる。
- (6) 日常生活に必要なことばを豊かに正しく身につける。
- (7) さまざまな体験を通して、創造性の芽生えを培う。
- (8) 生活の中で、豊かな感性を育て、思考力の基礎と道徳性の芽生えを培う。

(保育所保育指針参照)

※串川保育園保育目標につきましては、園だより等にてお知らせします。

■ 保育のねらい及び内容 ■

(厚生労働省 保育所保育指針による)

保育のねらい及び内容

養護・・・生命の保持 情緒の安定

*子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり

《生命の保持》

- ・一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする
- ・一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする
- ・一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする
- ・一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする

《情緒の安定》

- ・一人一人の子どもが、安定感を持って過ごせるようにする
- ・一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようになる
- ・一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする
- ・一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようになる

教育・・・健康 人間関係 環境 言葉 表現

*子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助

《知識及び技能の基礎》

- ・豊かな体験を通じて、感じたり、気づいたり、分かったり、できるようになったりする

《思考力、判断力、表現力の基礎》

- ・気づいたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする

《学びに向かう力、人間性等》

- ・心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする

保育園においては各年齢に応じて養護と教育を一体的に展開し保育していきます。

『小学校教育との接続に向けて幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』

- 健康な心と体** 自分のやりたいことに向かって心と体を働かせ、見通しをもって行動し、健康で安全な生活をつくり出すようになる。
- 自立心** しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、やり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
- 協同性** 友達の思いや考えを共有し、考えたり、工夫したり、協力したりするようになる。
- 道徳性・規範意識の芽生え** よいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになる。また、自分の気持ちを調整し、折り合いを付けながら、きまりをつくったり守ったりするようになる。
- 社会生活との関わり** 人との様々な関わり方に気づき、自分が役立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報を役立てながら活動するようになるとともに、社会とのつながりを意識するようになる。
- 思考力の芽生え** 物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気づいたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、自分と異なる考えがあることに気づき、判断したり考え方直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
- 自然との関わり・生命尊重** 自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え方表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、生命の不思議さや尊さに気づき、動植物を大切にするようになる。
- 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚** 数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり役割に気づいたりし、これらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
- 言葉による伝え合い** 豊かな言葉や表現を身につけ、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
- 豊かな感性と表現** 様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい意欲をもつようになる。
- *これらは到達目標ではなく、一人一人の発達に応じて育っていきます。

子どもの発達は日々の積み重ねが重要であり、集団生活の中で様々なことを経験しながら成長していきます。

■ 年齢区分・組名 ■

年齢区分	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
組名	あか	もも	き	しろ	みどり

■ 入園に際して ■

保育園は、保護者の方が就労等の理由により、乳幼児期のお子さんを家庭で保育できない場合に、保護者の方に代わってお子さんをお預かりし、家庭保育の補完をするところです。

保育園では、家庭と連携を取り合い互いに、子育てに向き合うことが大切と考えております。ご家庭でも子育てに係わる時間を大切にしてくださるようお願いします。

1 保育時間

お子さんを保育する時間については、保育の必要量により、2種類に認定されています。

保育標準時間 施設・事業者の通常の開所時間の範囲で、原則8時間～最大10時間（延長保育除く）の利用が可能。

保育短時間 施設・事業者の定める保育短時間の範囲で、最大8時間の利用が可能。
(超えた部分の利用は延長保育扱い)

《月曜日～金曜日》

8:00 8:30 16:30 18:00

保育標準時間	原則 8 時 間 ～ 最 大 1 0 時 間		
保育短時間	延長保育 (有料)	施設の定める8時間 (8:30～16:30)	延長保育 (有料)

《土曜日》

8:00 13:00

保育標準時間	(8:00～13:00)
保育短時間	(8:00～13:00)

お子さんが、集団生活に慣れるのに時間がかかる場合等は、保護者の方と相談しながら保育を進めていきます。

2 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）です。また、感染症の発生、災害等により保育することが困難な場合も休園になることがあります。

3 食事

○園から提供する食事は、次のとおりです。

1・2歳児クラス 主食と副食・おやつ（午前と午後）

3歳児以上クラス 主食と副食・おやつ（午後）

※献立予定表を毎月、配信または配布します。

※お子さんの発達に合った食事を提供します。

※母乳を飲んでいるお子さんは哺乳瓶にも慣れておきましょう。

○給食費について

1・2歳児は保育料に含まれます。3歳児以上のクラスについては、実費徴収により食事を提供します。給食提供申請書によりお申し込みください。(収入等に応じて、給食費の一部が免除になる場合があります。) 特別な理由で給食が食べられない場合は、園長へご相談ください。

4 災害対策・防犯対策

○保育園では、毎月一回以上の災害避難訓練を行っています。なお、震度5弱以上の地震（警戒宣言が発令された場合を含む）の際にはできる限り早く迎えにきてください。また、自然災害等が発生した場合は、開所時間を遅らせたり、お迎えをお願いする場合があります。風水害等の対応については次の通りです。

1 警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合

(1) 保育中の場合

早急なお迎えをお願いいたします。

(2) 保育実施前（平日及び土曜日の午前8時まで）の場合

安全のため、登園はお控えくださいようご協力をお願いいたします。

2 警戒レベル4及び5が発令された場合

(1) 休園します。

(2) 休園中に解除された場合

解除後の開園については、園から別途お知らせします。

当園の避難場所は 串川地域センター駐車場 です。

○園における児童の安全管理体制の拡充や保護者の利便性等を図るため、登園管理システムの保護者アプリ（以下保護者アプリ）に登録をしてください。

*登録につきましては別紙をご覧ください。

災害時は保護者アプリで情報を確認してください。

○保育園では安全管理のため、朝夕等出入り口を制限しています。また防犯訓練も年数回行っています。

5 災害共済給付制度

保育園では、日頃から園児の安全に十分気をつけていますが、万一の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

保育園で保育を受けているときや通常の経路での登降園途中のけが等で、事故が発生した時には、市の医療費助成（小児医療費助成やひとり親家庭等医療費助成等）の医療証を使用せず、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付」を優先してご利用いただくことをお願いしています（診療報酬500点以下、健康保険外の費用は災害共済給付の対象なりません）。

6 入園の準備

- (1) 別にお渡しする利用契約書、重要事項説明書、登降園等調査票、児童家庭調査票等の書類については、必要事項を記入し、指定日までにお届けください。
- (2) 入園までに用意するものについては、**14**頁に記載されていますので、ご参照ください。

7 園生活

- (1) 保育園への送り迎えの方法等は、あらかじめ届け出た登降園等調査票に沿って行うようにしてください。変更がある場合には、事前にご連絡ください。
- (2) 欠席や事情により、登降園等調査票に届けた時間より登園が遅くなる場合は、保護者アプリにて必ず午前8時45分までに連絡してください。
- (3) 印刷物による連絡事項もありますので、毎日カバンの中を確かめてください。なお、緊急の連絡事項は保護者アプリでの配信や保育園に掲示します。
- (4) 衣服、持ち物にはすべて名前をつけてください。
- (5) 服装は、動きやすく、着脱のしやすいものにしてください。靴や上履きは、足にあったものにしてください。
- (6) 布団カバー、上履き・園の帽子（クラス用）は週末に持ち返り、洗って週明けに持ってきてください。
- (7) 手ふき用タオルは、毎日とりかえてください。

8 家庭での習慣

基本的な生活習慣(食事・睡眠・衛生・着脱・排泄等)を身に付けるようにしましょう。

- (1) 朝食は、必ず食べさせましょう。
- (2) 洗顔、歯みがき、手足の清潔、つめ切りを習慣づけましょう。
- (3) 排便は、毎朝すませるように少しずつ習慣をつけましょう。
- (4) 交通安全に心掛け、登降園の順路は決めておきましょう。

9 健康管理

- (1) 保育園では、園児の健康管理のため乳幼児健康診査、歯科健診は年に2回受診することが、学校保健安全法により義務付けられています。健診日には登園し受けください。また、身体計測、尿検査等を行います。

*保育園での乳幼児健康診査について

保育園では一人一人の発育、発達の状況を確認し、健やかな育ちを促すために、各園で園医による健康診査を実施しています。健康診査では、お子さんの年齢（月齢）に応じた発育・発達の確認や病気の早期発見のため、全身的なチェックを行う事がありますので、保護者の皆様にはご了承いただけますようお願ひいたします。

【全身チェックの例】

- 4か月 首のすわり（運動機能の発達）・1歳 心雜音の確認（心臓の病気）
- 1歳5か月 歩き方（運動機能の発達）
- 1歳6か月 大泉門チェック（大泉門閉鎖の確認）
- 2歳・4歳 斜視チェック（目を動かす筋肉・神経の異常） など

- (2) お子さんにアレルギー体質等がある場合は、必ず申し出てください。
- (3) 食物アレルギーで食物除去等が必要な場合には、医師の診断による「生活管理指導表」に基づいて行います。
- (4) 市で行う乳幼児健康診査、予防接種は各家庭で受け、結果や接種内容を連絡してください。予防接種を受ける際には、接種後に保護者が経過観察できる時間帯をお勧めします。（副反応が出る場合があるため）
- (5) 普段と様子が違うとき（熱がなくても元気がないとき等）は、口頭で連絡してください。24時間以内に38°C以上の熱が出た場合や、または解熱剤を使用している場合、朝から37.5°Cを超えた熱があることに加えて、元気がなく、食欲がないなどの場合は、登園をお控えください。
- (6) 薬は原則としてお預かりできません。
※保育園へ登園する児童は、集団生活が可能な健康状態にあり、保育園の通常業務として、児童に与薬することはできません。医療機関を受診される際には、保育園に通園していることや保育時間を主治医に伝え、家庭での与薬で対応できるようにご相談ください。なお、主治医の指示により保育時間内の与薬が必要とされ、やむを得ず保護者が与えることができない場合にはお申し出ください。
- (7) お子さんが体調不良の場合保育園から様子をお伝えしますので、速やかにお迎えにきてください。（連絡先は必ず連絡の取れる番号をお知らせください）保育園は集団生活の場であるため、病院を受診し、医師に保育園に通っていることを伝え、登園のめやすを確認してください。
- (8) 保育園では安全面に気をつけて保育をしていますが、子どもの成長発達において思ひぬ怪我をすることがあります。怪我の状態によっては病院へ受診することがありますが、その場合には園から保護者の方へ連絡を入れさせていただきます。

(9) 乳幼児のかかりやすい病気は、下表のとおりです。

表の1～9までの疾病については、登園する際に「登校・登園許可等証明書」が必要です。

表の10の疾病については、登園はできますが、「登校・登園許可等証明書」が出るまではプールに入ることができません。

* 「登校・登園許可等証明書」は、市内の病院、医院と保育園にあります。

* 表のア～ケは、登校・登園許可等証明書は不要ですが、必ず受診し医師の診断を受けてください。

病名		主要症状
登校・登園許可等証明書必要	1 百日咳	熱がなく特有の咳・夜間に多い
	2 麻疹（はしか）	発熱・くしゃみ・結膜炎・発疹
	3 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱・耳の下がはれる
	4 風疹（三日ばしか）	軽いかぜ症状・発熱とともに発疹
	5 水痘（みずぼうそう）	発熱とともに水疱のある発疹
	6 咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・のどの痛み・結膜の充血・目やに
	7 溶連菌感染症	高熱・咽頭痛・発疹
	8 流行性角結膜炎	結膜の充血・眼瞼のはれ・目やに
	9 急性出血性結膜炎（アポロ病）	結膜の充血・眼瞼のはれ・目やに
	10 伝染性膿瘍（とびひ）	あせも等に化膿菌が入って水疱ができ次々に広がる
病名		主要症状
登校・登園許可等証明書が不要	ア 流行性紅斑（りんご病）	軽度の発熱・顔面の紅斑
	イ インフルエンザ	発熱・咳・のどの痛み・ふしづしの痛み
	ウ *感染性胃腸炎	下痢の回数が多く水のような便とおう吐、かぜのような症状をともなう
	エ 急性角膜炎（8・9を除くもの）	眼の充血及び痛み
	オ 手足口病	手のひら、足のうら、口の中に米粒大の水疱
	カ ヘルパンギーナ	発熱・のどの痛み・のどの奥に水疱や潰瘍
	キ R S ウイルス	発熱・鼻汁・特有の咳・呼吸困難
	ク マイコプラズマ肺炎	発熱・徐々に激しくなる咳・頭痛
	ケ 新型コロナウイルス	発熱・鼻水・咳・頭痛・倦怠感・味覚異常・嗅覚異常

*24時間以内に、複数回のおう吐または下痢がある場合やその症状と同時にいつもよりも体温が高いなどの症状が見られる場合は、集団感染防止のため、お子さんの登園を控えていただきますようお願いします。

特に、感染症にかかったときは受診し、医師に登園のめやすを確認してください。

感染症にかかったときの登園のめやす

保育所等における感染症罹患後の登園基準は、こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止の期間の基準に準じて定めています。なお、令和5年4月に学校保健安全法施行規則が改正され、予防すべき感染症の種類が追加されました。

感染症	登園基準
第2種	インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下（がっか）腺又は舌下腺の主張が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹 発しん消失するまで
	水痘 すべての発しんが痂（か）皮化するまで
	咽頭結膜熱 主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消失してから2日を経過するまで
	結核 医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎 医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで
第3種	新型コロナウイルス 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	流行性角結膜炎 医師により感染の恐れがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎 医師により感染の恐れがないと認められるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症（O-157 O-26 O-111等） 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し48時間あけて連続2回の検便によっていづれも菌陰性が確認されたもの

図1：「解熱後3日を経過するまで」の考え方

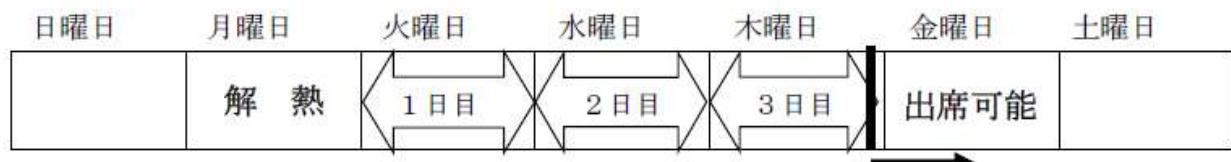


図2：インフルエンザ・新型コロナウイルスに関する出席停止期間の考え方



感染性胃腸炎について

感染性胃腸炎とは？

感染性胃腸炎の多くの原因となっているのがノロウイルスです。感染者の便には 1g 中に 1 億個、おう吐物には 100 万個は含まれていると言われています。

（潜伏期間）1 日～2 日

（症状）発熱、吐き気、おう吐、水様性下痢

（経過）通常 3 日ほどで回復しますが、症状が治まても 2 週間から 3 週間は便にウイルスが排出されます。（2 週間から 3 週間は他の人に感染させる恐れがあります。）



どうやって感染するの？何をすればよいの？

1. 人の手指やおもちゃを介して

ウイルスの含まれた便・おう吐物から手指・おもちゃなどを介して感染し発症します。

2. 汚物から

便やおう吐物が乾燥するとウイルスが空中を漂い、それを吸い込むことで感染します。

3. 二枚貝等の生食から

ウイルスが蓄積・付着した食物を十分に加熱せずに食べることで感染します。

【対策】

- ・手洗いをしましょう。
- ・汚物処理に際しては、十分に換気をし、マスクも着けましょう。
- ・調理器具の洗浄・消毒をしましょう。
- ・貝類の生食は、気を付けましょう。



いつもと違うこんな時は子どもからの不調のサインです！

- ・親から離れず機嫌が悪い（ぐずる）
- ・元気がなく顔色が悪い
- ・きっかけがないのに吐いた
- ・便がゆるい
- ・いつもより食欲がない

保育園ではどんなことをしているの？

- ・手洗い、排泄物・おう吐物の処理方法を徹底しています。
- ・消毒の頻度を増やすなど、発生時に対応した施設内消毒を実施しています。

【保護者の皆様へ】

*24 時間以内に、複数回のおう吐または下痢がある場合やその症状と同時にいつもよりも体温が高いなどの症状が見られる場合は、集団感染防止のため、お子さんの登園を控えていただきますようお願いします。

特に、感染症にかかったときは受診し、医師に登園のめやすを確認してください。

<消毒液の作り方>

市販の塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウムを含むもの）を使用した場合

★おう吐物や便で汚染された場所や衣類の消毒用

500ml ペットボトル 1 本の水にペットボトルのキャップ 2 杯分（0.1% 消毒液）

★使用後の便座や水道の蛇口、ドアノブ、床、浴槽内、おもちゃなどの消毒用

500ml ペットボトル 1 本の水にペットボトルのキャップ半分（0.02% 消毒液）

10 保育料の納入について

○保育料は、職員の人工費や施設の維持管理費等、保育園を運営する経費として保護者の皆さんにご負担いただくもので、その額は、お子さんの年齢や世帯の所得等に応じて定められています。

* 3歳児以上の保育料は無償です。給食費は実費徴収になります。

* 延長保育料は実費徴収です。

○納付については、原則として口座振替（保護者の預貯金口座からの振替）によりお願いします。口座振替の手続き用紙は入所時に送付しますが、市内各金融機関（または、市役所保育課）にも置いてありますのでご利用ください。

○各保育園では、園長が保育料の納付受付を行うとともに、保育料未納者に対する未納通知の配布及び納付督促を行っております。児童の健全な育成と保育園の円滑な運営のため、保育料は、必ず指定納付期限内に納付してください。

※ 期限までに納付されない場合、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、「相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例」に定める延滞金が発生する場合があります。

※ 児童福祉法の定めにより保育料の滞納者に対して、勤務先・金融機関・生命保険会社等の各機関に対する財産調査や、差押等の滞納処分を行う場合があります。

※在園中は、自己都合等で長期間欠席の場合でも、保育料はお支払いただきます。

○保育料の納付については市役所保育課(直通 042-769-8341)へお問い合わせください。

11 その他

(1) 保護者の方の勤務地等に変更があったときは、園や市の担当課へ提出いただく書類がありますので、速やかに園長に申し出てください。

○「利用契約の一部を変更する契約書」を提出する主な例

支給認定保護者の氏名、利用する子どもの氏名、住所が変更になった場合

○「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更事項届出書」を提出する主な例

住所、氏名、電話番号、保育を必要とする事由、保育の必要量(保育短時間または保育標準時間)、家族・勤務・傷病等の状況、出産予定・産休・育児休暇等の変更

○「登降園等調査票変更届」を提出する主な例

住所、電話番号、勤務の状況(就職・退職等)、送迎時間・方法、保育時間、緊急連絡先等の変更

○市外へ転出する予定がある場合は、緑区子育て支援センター

津久井担当（042-780-1420）へも連絡してください。そのまま今の保育園に通う場合でも手続きが必要です。

- (2) 無断欠席が1か月以上になった場合は、退園していただくことがあります。
- (3) 退園される方は、退園を希望する日の10日前までに書類を提出してください。
また、延長保育の申込み及び辞退をされる方は、前月の20日までに書類を提出してください。
- 手続きが遅れますと、利用していくなくても保育料を納めていただくことがありますので、期間厳守でお願いします。
- (4) 保育に関する苦情（意見や要望）がありましたら、苦情受付担当者までお申し出ください。また、第三者委員制度もご利用することができます。市から委嘱を受けた第三者委員の方が苦情（意見や要望）をお聴きします。第三者委員のお名前と連絡先については、園内の玄関右の掲示板に掲示しています。
- (5) 保育園でお預かりする個人情報については、適切に管理します。園の行事等では自分のお子さんを中心に写真の撮影をしていただくことはできますが、SNSなど電子媒体への投稿、動画配信はご遠慮ください。園児及び職員の個人情報が流出することのないようご協力ください。
- (6) 個人で使用する教材につきましては、保護者負担とし、その都度集金させていただきます。（生活保護受給世帯等につきましては教材費の一部が給付される場合があります。）
- (7) 送迎中、駐車場内ではお子さんの安全に配慮をお願いします。
- (8) 駐車場はゆずり合ってご利用いただき、アイドリングストップにご協力ください。
- (9) 送迎時の車上荒らし等には十分ご注意ください。
- (10) 育児についての悩み等がありましたら、園長はじめ担当職員にご相談ください。
また、個人面談は随時受け付けています。

■ 保育園における子どもの生活 ■

年齢 時間	1・2歳児	3歳児以上
8:00	順次登園 視診	順次登園 視診
9:00	おやつ	あそび
10:00	あそび	
11:00	食事	食事
12:00	午睡	
13:00		午睡
14:00	おやつ	おやつ
15:00	あそび	あそび
16:00	順次降園	順次降園
17:00	保育終了	保育終了
18:00		

注 *季節、お子さんの状態等によって生活時間や内容が異なります。
 *離乳食に関しては、ご家庭と相談して進めています。

■ 入園までに用意するもの ■

あか組 もも組 (1・2歳)	□1 手ふきタオル 1日2枚 (約30cm×30cm ループ付) □2 フェイスタオル 1日1枚 (約32cm×77cm ループ付) □3 食事用エプロン 1日1~2枚 (あか組のみ) □4 紙パンツ(おむつ) 1日7枚位 □5 お尻拭き 1箱 □6 着替え用衣服上下・肌着 3~4組 □7 靴下(すべり止め付) 1~2組 □8 午睡用布団上下(120cm×90cm位) (子ども用 袋形カバー付)		
	□9 シーツカバー入れ	□10 タオルケット(夏季用)	□11 上履き(バレーシューズなど)
	□12 上ばき入れ	□13 外遊び用靴	□14 外靴持ち帰り袋
	□15 着替え袋(毎日)	*袋の中に上下の衣服と靴下を1組 (汗をかく時期は肌着とパンツ)	
	□16 通園用リュックサック		
	□1 手ふき用タオル 1日2枚 (約30cm×30cm ループ付)	□9 午睡用布団上下(120cm×90cm位) (子ども用・袋形カバー付)	
	□2 フェイスタオル 1日1枚 (約32cm×77cm ループ付)	□10 シーツカバー入れ	
	□3 上履き(バレーシューズなど)	□11 タオルケット(夏季用)	
	□4 上履き入れ	□12 水筒	
き組 しろ組 みどり組 (3歳以上)	□5 外遊び用靴	□13 着替え袋(毎日)	*袋の中に上下の衣服と靴下を1組 (汗をかく時期は肌着とパンツ)
	□6 外靴持ち帰り袋	□14 通園用リュックサック	
	□7 着替え用衣服上下・肌着 3~4組		
	□8 靴下 1~2組		

☆自分の持ち物がわかるように 必ず名前を書いてください

・引き出しの衣服は適宜補充をお願いします。